

〔様式 1〕

## 事務事業評価表

1～11までは、担当課による評価

記入年月日				
平成15年度	事業コード	24120	電話	042-769-8262
担当部課名	土木部	道路管理	課	占用 係
事務事業名	路上違反広告物撤去業務委託			

## 1 総合計画における位置づけ

政策名	第4章	美しいまちなみと良好な居住空間を創造します	事業開始年度
基本施策名	第1節	魅力ある都市景観の形成	9年度
施策名	第2施策	魅力ある都市空間の創造	

## 2 実施根拠及び関連法令等

屋外広告物法第7条 第3項及び4項
-------------------

## 3 事務の区分

自治事務	4 経費の区分	5 事務事業の分類	6 受益者負担
	義務的経費	市単独事業	なし

## 7 事業概要

(1)事業の目的...何をどのように(どのような状態に)したいのか	(2)対象(誰、何)
市内の道路上に違法に掲出された広告物(はり紙、はり札、立看板)を撤去することにより、都市景観の保持並びに向上を図る。	路上違反広告物(はり紙、はり札、立看板)
	対象数 140,029枚
(3)平成14年度事業の内容...市が実際に行った事業の内容	
路上違反広告物撤去業務委託 ・委託料 : 8,230,000円 ・撤去回数 : 180回 ・運搬回数 : 24回 ・委託先 : 財団法人相模原市みちの協会 ・対象路線 : 市内の主要市道、国道、県道 ・撤去対象 : 路上違反広告物(はり紙、はり札、立看板)	
(4)個別計画の概要	概要
計画名	
計画年次	年度～年度

## 8 評価指標...事業の目的達成度を計るための指標

15,16年度は目標値

成果指標	指標名	指標式	指標設定の意図	指標の推移(年度)					
				12	13	14	15	16	
	撤去枚数増減率	本年度撤去枚数÷前年度撤去枚数×100 H10:134,198枚 H11:129,308枚 H12:187,971枚 H13:189,480枚 H14:	撤去枚数増減率から路上違反広告物に対する、撤去件数の向上を見る	145	101	74	107	100	
	活動指標	1回の撤去における撤去枚数	年間撤去枚数÷年間撤去回数 撤去回数 H10:204回 H11:180回 H12:178回 H13:180回 H14:180回	撤去枚数の推移から、撤去効率の向上を見る	1,056	1,052	778	833	833

## 9 事業費等の年度別状況

〔金額単位：千円〕

事業費	決算(予算)額	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
		決算	決算	決算	予算	予算(見込み)
	人員・時間数	1人・9.4時間	1人・9.4時間	1人・9.4時間	1人・9.4時間	1人・9.4時間
	人件費	392	392	392	392	392
	その他経費					
	合計	8,820	9,191	8,622	8,570	8,570
	特定財源					
	対象数	187,971	189,480	140,029	150,000	150,000
	対象の単位あたり経費	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1

10 個別評価

(1)達成度 評価 B ▼	A:達成している	チェック項目	・成果指標の達成度 <input type="checkbox"/> 高 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
	B:一部達成していない		・活動指標の達成度 <input type="checkbox"/> 高 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
	C:達成していない		・事業目標の達成度 <input type="checkbox"/> 高 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
		説明	路上違反広告物の撤去については、剥がせば貼られるといった「いたちごっこ」の状態である。また、はり紙については剥がしにくいのりなどの使用により、1枚撤去するのにかなりの時間を必要とするため、効率の向上は難しい面がある。
(2)必要性 評価 A ▼	A:適応している	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・市民や社会のニーズにかなっている
	B:一部適応していない		<input type="checkbox"/> ・状況の変化(対象や内容)に対応している
	C:適応していない		<input type="checkbox"/> ・当初設定した事業目的が達成されていない
		説明	<input checked="" type="checkbox"/> ・国、県、民間、市民との役割分担から見て、市が事業を行う必要がある 本事業は、屋外広告物法の簡易除却の規定により実施しているものであるが、委託や除却権限の委任をされた者でなければ撤去を行なえないことを考慮すると市が行うべきものであると考える。
(3)有効性 評価 A ▼	A:有効である	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・上位の施策、計画目的達成のために有効である
	B:一部有効でない		<input checked="" type="checkbox"/> ・期待された成果が得られている
	C:有効ではない		
		説明	本事業は、都市景観の保持並びに向上に直接的に寄与する事業である。
(4)効率性 評価 A ▼	A:優れている	チェック項目	<input type="checkbox"/> ・予算や人員に見合った効果が得られている
	B:一部改善の余地がある		<input checked="" type="checkbox"/> ・他市と比べてコストや効率性が優れている
	C:改善の余地がある		<input checked="" type="checkbox"/> ・他の類似事例と比べてコストや効率性が優れている <input checked="" type="checkbox"/> ・同一対象者に対して同種のサービスが重複していない
		説明	現在、本事業では面的に撤去活動を行っており、短時間でより広範囲な撤去活動を実施している。
(5)公平性 評価 C ▼	A:公平である	チェック項目	<input type="checkbox"/> ・対象者と非対象者との不公平・不均衡は、妥当な範囲である
	B:一部公平でない		<input type="checkbox"/> ・受益者の費用負担は適正である
	C:公平でない		<input type="checkbox"/> ・対象者の設定は適切である(年齢や所得等を考慮している)
		説明	対象者が違反者であるため、非対象者との関係については不公平である。また、対象に対する費用請求が、法的に難しいため費用負担について公平とはいえない面がある。
成果向上の余地		事業費削減のために取り得る手段と削減額	
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない	説明: 効率的な撤去活動と広告主への取締りの強化などにより、違反広告物の抑制を図ることが、成果の向上につながると考える。	手段	効率的な撤去活動と広告主等への取締りの強化により、違反広告物の防止を図ることが事業費の抑制へつながると考える。
		削減額	未定 千円

11 総合評価

評価	A ▼	他自治体の類似事業との比較
	平成14年度2月に政令市及び中核市に対し行った調査によると、大半の市において業者委託による路上違反広告物の撤去を行っている。中核市において回答のあった26市の中で、本市(来年度中核市予定)の業者委託による撤去業務は金額では4番目で、撤去枚数では1番に多い。	
今後の進め方		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続	総合評価に関する説明 基本的には、継続すべき事業である。ただし、来年度の市屋外広告物条例の施行による、屋外広告物に対する啓発活動や広告主への是正指導の実施に伴い、実施方法等の調整が考えられる。
<input type="checkbox"/>	見直し	
<input type="checkbox"/>	廃止	
<input type="checkbox"/>	完了・廃止済	

12 二次評価コメント

<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市での取り組みなどを参考にしながら、撤去費用の負担について検討すること</li> <li>・他の指導員(自転車、美化推進等)との統合による指導の効率化について検討すること</li> </ul>
---